

## 平成 21 年度事業計画

### ○基本方針

近年の構造改革の一環としての医療費抑制政策は、地域歯科医療を衰退させ、その崩壊を目の当たりにしたといっても過言ではない。それに反対する本会をはじめとする医療団体の行動の結果、政府は政策転換を図りつつある。さらに「社会保障国民会議」において、その「機能強化」が謳われたことは画期的なことだといえる。

したがって、今後は医療費の財源確保の議論が始まるものと思われるが、ただし、現行の不況がこれにどのような影響を及ぼすか注視しなければならない。その財源確保は、どのような方法であれ、国民の負担増とならざるを得ないといわれている。

しかし、いずれにせよこれが政策決定としての政治の場での議論であり、そして何より国民の理解が得られなければ実現できるものではない。

このような状況下において、本会に最も要求されることは、真に必要な国民歯科医療の確立を、われわれ自身の手で図り、同時にその必要性を広く国民に訴え、国民の健康を維持増進させるとともに会員の歯科医院経営の安定化を図ることである。

さらに 20 年度診療報酬改定の総括をはかり、残された課題の解決、さらに未来に向けた歯科医療の可能性を確かなものとする。これらは、次の 22 年度改定に備えたデータの確保や戦略を立てる上で最も大切なわれわれの武器となり得ると考え、それを実施する。

昨年で 20 年を迎えた 8020 運動は、その達成率が 25%を超える等、大きな成果を得ている。しかし、これから達成率を上げていくためには、歯を失うリスクのより高い国民を対象としていかなければならない。それは、8020 が地域の歯科保健活動をベースとしながら、診療所との連携によって、すなわち保健活動と歯科治療との連携によって、はじめて可能になると考えられる。この方向転換が、今後の大切な課題であり、その実現に向かって進まねばならない。

食の重要性が大きく叫ばれる今日、歯科医師と歯科医師会の業務の可能性は、今後益々広がっていくであろう。この機会を捉え、食育をはじめ医療連携や他職種との連携等、新たな可能性を探り、時にそのリーダーシップを発揮できるように努める。

歯科医療の新たな可能性を拓くために、学会・歯科産業界との連携をこれまで以上に深め、新たな技術の開発を実現する等、国民にとって快適で安全な歯科医療の提供に努めることに貢献する。

新公益法人への移行においては、組織の維持にとって極めて大切な **会員のための** 福祉共済制度を堅持するという原則を実現するために、**様々な課題はあるが** あらゆる可能性を探っていく。

本会の機構を、厳しい時代に対応できるよう合理化に努めてさらに改革していく。

以上のような現状認識と未来への展望を持って次年度の基本方針とする。

## 1. 歯科保健・医療ビジョンの普及啓発と具体的な政策の作成

われわれは、これまで作成した歯科保健・医療ビジョンを明確な指針として、より多く知らしめ、さらにその具体的な手段を、可能な限り進めていくこととする。特に、歯科医療の特質である、あらゆるライフステージを通じた歯科保健・医療・福祉の理念の確立と、それを支える制度としてのあり方を検討する。

そのため、あるべき歯科保健とあるべき歯科医療の姿を描き、その実現を推進する。あるべき歯科保健としては口腔保健法の実現とともに広く国民に歯科保健の意義を周知し、将来への展望を拓く。また、あるべき歯科医療については、将来の必要な歯科医療費を推計し、それに向けて施策を作成していく。

## 2. 生涯研修事業の推進

日本歯科医師会会員が、専門職として生涯を通じて学び、歯科医師としての知識・技術を高めることは、国民へ歯科医療を提供するための基盤である。会員が積極的に生涯研修に取り組むことは、その成果が国民に還元されるばかりでなく、日本歯科医師会が学術団体として社会的に高く評価されることとなる。この具体的方策として日本歯科医師会はこれまで19年間にわたり、全会員を対象とした日歯生涯研修事業を有機的に展開し、運営している。

平成20・21年度日歯生涯研修事業からは会員がより積極的に生涯研修に取り組めるようシステム化し、これまでの研修カード提出方式から「パソコン」、「携帯電話」および「プッシュホン」を利用した研修単位登録方式に変更した。

また、受講研修における単位登録の利便性を考慮し、全会員に「日歯生涯研修事業ICカード」を配布している。

今後とも関係委員会を中心に、新たな日歯生涯研修事業への参加率と研修実績向上のための諸施策を検討する。

## 3. 平成22年度診療報酬改定へ向けての対応策の立案と実施

### —歯科医療体系の更なる強化と内容の充実を目指して—

診療報酬制度は、国民皆保険制度の具体的運用の全容を現したものとする。本制度によって国民が良質で安全な歯科医療を享受できるためには、その医療を安定的に供給する歯科医療の健全な運営が保障される必要がある。

平成20年度改定は、僅かな財源の中で行われ、その改善の内容は十分ではなかったが、「**歯科医療の尊厳**」を回復し、また、将来へ向けての課題と改善の方向を明確に示すことが出来たものとする。本年度は平成22年度改定に向けての直接対応の年度である。これらの課題の改善に向けて再度執行部一丸となって取り組まなければならない。そのためには、改定の基本方針を再確認し、具体的政策と目標を定めて、それらを的確に推進することが不可欠である。さらに、それらのエビデンスとなるデータを収集分析し、理論構築を推進するために、学会ならびに全国都道府県歯科医師会との連携が重要となる。

真に国民のための充実した歯科保険医療体系を確立するために、中医協、社会保障審議会等の場において、理論的かつ積極的な提言を行っていくと同時に、国民に対してその内容を判りやすく説明し、理解を求めるために、戦略的広報活動を実行することが重

要である。国民の理解を得つつ、臨床現場を預かる医療提供者の立場の本会と、国民に対して制度上の責任のある政府とが不断の議論と協調のもとに健全な歯科医療の構築を図ることは国民に対する責任であると考え。

#### 4. 歯科医業経営基盤の安定化

良質な歯科医療を継続して提供するためには、歯科医業経営の安定化が不可欠な要因である。そのために、これ以上の医療費抑制に歯止めをかけ、適切な歯科診療報酬の実現に努める。さらに、新たな歯科需要を拓くことも大切な課題であり、本基本方針として掲げた国民へのアピールや医療制度改革・医療提供体制への的確な対応等、総合的な視点から経営基盤の安定化に努める。

#### 5. 国民へのアピール

歯科保健・医療は、「食」や「会話」という基本的な人の営みを生涯にわたって支え、国民に価値ある人生を送る勇気と力を与える「生活の医療」であり、会員は、この「生活の医療」を国民に享受してもらうべく、日々活動している。

さらに歯科医師会の活動は、これ以外にも食育や福祉そして災害対策の分野にまで及ぶ総合的な業務であるにも関わらず、それが国民に認知されているとは言いがたい。歯科保健・医療の正当な評価を得るために、これらが的確に認識されることが大切な要因であることを考え、国民に向けた対外広報活動を多角的かつ継続的に展開する。

#### 6. 医療制度改革、医療提供体制への対応

日本歯科医師会は、国民中心の歯科保健・医療を充実・発展させるという観点から医療制度改革や医療法改正等における政府の方針を精査し、本会の歯科保健・医療ビジョンに基づいた適切な対応を図る。

特に、これらの目的である新たな地域医療連携体制のあり方は、今後様々な状況のもとで大きく変化していくことと思われる。これらの社会的環境の変化に対応しつつ、在宅歯科診療及び終末期医療の拡充のための医科歯科連携の推進と研修体制の整備、さらに糖尿病と歯周病等の医科歯科関連疾病を通しての連携、並びに患者本位の安全安心な歯科医療連携体制の確立と推進を図る。

#### 7. 日本歯科総合研究機構の運営

日本歯科総合研究機構は、これまで在宅歯科医療・医療連携について、日本歯科医学会や医師会、医学会との議論を積み上げてきた。今後も情報収集および分析を行い、診療報酬や介護報酬見直しのための調査研究を行う。特に、平成 22 年度の診療報酬改定に向けて情報収集とこれまで収集した情報の分析等を行う。また、将来のあるべき歯科医療と、それに必要な歯科医療費等について調査研究を行う。

## 8. 歯科医師需給問題への対応

長期間にわたって膠着状態にあった需給問題は、平成 18 年の文部科学大臣と厚生労働大臣間の確認書によって、やや動きがあったと言えるが、しかし根本的な解決の方向に向かって進み始めているとはいえない。

言うまでもなく、歯科医院の経営悪化は新しい技術・機材の導入、優秀なスタッフの確保等を困難にし、より良質な歯科医療サービスの提供を阻害する。それらは、歯科医療の質の低下を招き、ひいては歯科界に将来にわたって優れた人材の確保を困難にし、国民歯科医療の崩壊を招く結果となることを恐れる。質の向上という視点から、共通の危機意識を基盤として、歯科医師養成数の削減に関する両大臣の確認書に基づき、歯科医師需給対策に係る関係省庁や歯科大学・大学歯学部との連携による歯科医師の資質の向上を図り、あわせて需給のバランスを図るための手立てを講ずる。

## 9. 入会促進対策

歯科医療という公益的な職務に従事しながら、公益法人としての歯科医師会に未入会員が増加することは、歯科医師の唯一の全国組織である日本歯科医師会の存在意義が問われる重要な問題である。また組織率の低下は、本会の会費収入減に繋がり、組織運営の基盤を危くするものである。

このため、本会としては入会案内パンフレット 2 種類を作成し、都道府県歯科医師会に配布、入会促進を図ったところである。

機構改革検討委員会から受けた会員種別等の答申に基づき、公益法人制度改革や都道府県歯科医師会の会員種別、会員制度との整合性を踏まえて、未入会の歯科医師に対して入会促進を図る。

## 10. IT 総合対策の推進

日本歯科医師会内の IT 化をより一層進めるべく、情報管理部門を設置する。また本会のシステムを基盤として都道府県歯科医師会、郡市区歯科医師会、さらには会員の相互連携、情報共有をより具現化するためのシステム整備を目指す。

## 11. レセプトオンライン請求への対応と医療分野の情報化推進

レセプトオンライン請求については、オンライン請求が全ての保険医療機関に一律に義務化されることにより、対応困難な歯科診療所が地域医療の現場から撤退するなどという理不尽なことの無いよう、強制的かつ一律的なオンライン請求完全義務化には引き続き反対の旨を主張する。

また一方で、レセプトオンライン請求への対応の一つとして、利便性・低価格・安全性に優れた「**日本歯科医師会レセコンASPサービス**」の開発を行い、21 年度中にサービスを開始する。なお、レセプトデータのセキュリティ確保や歯科医師の裁量権を前提とした適正な審査体制の構築等についても関係機関と十分な協議の上、実施していく。とくに代行請求については関係機関と詳細な検討を行い対応を図るとともに都道府県歯科医師会並びに会員への情報提供を行う。

さらに、良質な歯科医療を国民に提供するため、国の動向に注視しつつ、医療分野の情報化の総合的推進を目指すこととするが、情報化においてはセキュリティの確保及び

目的外使用等において多くの問題点があることから十分な検討を行い、情報化推進の基盤整備等、喫緊の課題について、時宜を得た諸施策への対応を行う。

## 1 2. 機構改革の実施と公益法人制度改革への対応

日本歯科医師会の機構のあり方と本会の組織並びに事業活動を、より効率的に機能させるべく、機構改革検討委員会を設置し、既に答申を受け、地区制の制度変更を平成21年度から実施する他、答申内容についてさらに推し進める。

さらに、増加する女性歯科医師の活動の場について検討を行う。

また、公益法人制度改革における公益社団法人への移行手続き等の対応及び改正保険業法を踏まえ、**会員のためになる**福祉共済や年金制度のあり方等について改革を行っていく。

## 1 3. 歯科資材の評価と開発研究の推進

歯科医療機器の安全性を担保しつつ品質向上を図り、それに併せ新たな医療機器の開発をもって歯科医療の向上を目指すためには、JIS、ISO 等の各種内外規格に沿った評価が恒常的に行われることが不可欠であると共に、歯科医療機器全般に亘る調査研究が必要である。さらに、関係省庁や歯科産業界との連携により歯科医療機器・医薬品の臨床応用上の問題点を検討し迅速な対応に努めることや、歯科薬物療法等の最新の知見を会員向けに情報提供することは本会に課せられた重要な役割である。このため本会としては関係委員会を通じ、これらの実現に積極的に取り組み、国民に対し快適で良質かつ安全な歯科医療を提供することに努めるものとする。

なお平成20年度の「新医療機器・医療技術産業ビジョン」の報告を踏まえ、本会の主導により日本歯科医学会・歯科産業界との連携のもと、新たな歯科医療機器・技術の開発研究とその実現に努めることとする。

## 1 4. 歯科衛生士及び歯科技工士等の安定的確保対策

歯科保健医療の確保及び充実のため、歯科衛生士及び歯科技工士等の確保に関わる対策を推進する。特にその養成施設における課題や再就業支援の諸施策について検討する。

---

なお、予算の執行は費用対効果を十分に検討し、各部署においてはコスト意識をもって経費削減及び予算の効率的執行に努めるとともに、本会資産の安全管理並びに効率的運用を図るものとする。

## 1. 医道高揚に関する諸施策の推進

- (1) 医療倫理の高揚
- (2) 会員の顕彰

## 2. 地域保健活動の推進

- (1) 生涯にわたる「8020 運動」の推進及び対応
- (2) 地域における歯科保健医療の一層の普及・推進
- (3) 高齢者の口腔機能の向上事業への対応
- (4) 歯の衛生週間の実施
- (5) 全国歯科保健大会の実施
- (6) 日本歯科医師会会長表彰事業の実施
- (7) 産業歯科医研修会の実施
- (8) 産業医学講習会の実施
- (9) 労働衛生コンサルタント受験講習会への協力
- (10) 健康日本21等に関連する事業の検討と協力

## 3. 学術事業の推進

- (1) 新日歯生涯研修事業(JDA E-system)の実施
- (2) 平成21年度生涯研修セミナーの実施
- (3) 平成21年度日歯生涯研修ライブラリーの制作・配信
- (4) 日歯生涯研修事業ICカードシステムの管理・運営
- (5) 学術情報の収集・整備および会員向けホームページを利用したインターネット配信(JDA E-system)
- (6) 会誌の発行
- (7) 各地区歯科医学大会への助成
- (8) 歯科医師臨床研修制度への対応

## 4. 国際交流の推進

- (1) FDI（世界歯科連盟）との交流、連携
- (2) 第97回FDI年次世界歯科大会への代表等の派遣
- (3) 各国歯科医師会及び関係諸機関との交流
- (4) スチューデント・クリニシャン・リサーチ・プログラムの実施
- (5) 国際学術交流基金の運営
- (6) 日本国内の国際歯科関係活動への協力

## 5. 日本歯科医学会への協力

- (1) 日本歯科医学会への協力

## 6. 総合政策の推進

- (1) 公益法人制度改革への対応
- (2) 歯科医療総合対策の推進

- (3) 歯科医師需給対策の推進
- (4) 研究機関（日本歯科総合研究機構）の運営
- (5) 機構改革検討の推進
- (6) 未入会者対策の推進
- (7) レセプト電算処理歯科システムへの対応
- (8) レセプトオンライン請求の検討と対応
- (9) I T化の推進
- (10) 戦略的広報の推進
- (11) 医療提供体制整備の推進（日本糖尿病対策推進会議及び日本糖尿病協会との連携と関連事業の推進など）
- (12) 女性歯科医師の活躍できる方策の検討
- (13) 今後のスポーツ歯科のあり方の検討
- (14) 社会貢献活動の検討
- (15) その他、総合政策に関する必要な検討と対応、政策の調整や調査資料収集等

## 7. 医療保険並びに診療報酬の改善に対する検討の推進

- (1) 平成 22 年度診療報酬改定に向けての対策の検討と対応
  - 1)次期診療報酬改定対策本部の設置
  - 2)中央社会保険医療協議会への対応
- (2) 社会保険医療制度に関する施策の検討と対応
  - 1)総合的歯科保険医療にかかわる主導的活動
  - 2)社会保障審議会への対応
- (3) 社会保険関係事業の体制の強化拡充
  - 1)社会保険ネットワークの機能的強化
  - 2)社会保険委員会、疑義解釈委員会の機能的活用
- (4) 社会保険関係情報の収集と分析および普及活動の推進
  - 1)平成 20 年度診療報酬改定の継続的分析
  - 2)保険医療情報モニター制の運用
  - 3)平成 20 年度診療行為別頻度調査の分析
- (5) 関係諸機関、団体との連携と対応
  - 1)日本歯科医学会、日本歯科医師連盟との連携強化
  - 2)日本医師会、日本薬剤師会との連携
  - 3)診療報酬支払基金、全国地方厚生局等に関わる対応
- (6) その他の所管事業の円滑な運営

## 8. 情報の管理

- (1) 情報の管理及び総合研究機関との連携
- (2) 口腔（歯科）保健センター等業務内容調査及び歯科医師協同組合等運営基礎調査の実施
- (3) 図書館の管理・運営
- (4) 文献・蔵書・資料等の収集・管理、並びに検索システムの構築の検討
- (5) 外部の研究機関との連携

## 9. 歯科医業経営の合理化、安定化の推進

- (1) 歯科医業経営並びに歯科医療管理にかかわる課題の検討と基盤整備
- (2) 歯科衛生士養成年限3年制移行にかかわる課題及び歯科衛生士の確保対策の検討並びに歯科衛生士・歯科技工士養成施設の課題の検討
- (3) 歯科診療所における医療安全対策（医療事故・院内感染等）の推進
- (4) 医業税制改正（租税特別措置法、事業税、消費税、法人税等）の検討
- (5) 日本歯科医師会歯科医師青色申告会全国連合会の運営と公益法人制度改革を見据えた組織の見直しの検討
- (6) 税務指導の推進、歯科医業経営内容の調査・分析と見直しの検討
- (7) 歯科医療関係者感染症予防講習会の実施
- (8) 歯科助手資格認定制度の運営

## 10. 会員管理・会員福祉事業の運営及び拡充強化並びに制度の検討

- (1) 福祉共済制度の運営
- (2) 公益法人制度改革ならびに保険業法改正に伴う福祉共済制度の検討
- (3) 年金制度の運営
- (4) 公益法人制度改革ならびに保険業法改正に伴う年金制度の検討
- (5) 年金制度への加入勧奨の実施
- (6) 歯科医師国民年金基金への協力

## 11. 広報活動の推進

- (1) 会員向け広報活動の拡充
  - 1) 日歯広報及び同縮刷版の発行
  - 2) 会員向けホームページの拡充・更新
  - 3) メールマガジンの配信
  - 4) 広報モニターの活用
- (2) 国民向け広報活動の拡充
  - 1) マスメディア等による国民向け広報活動の拡充
  - 2) PRキャラクターを活用したプロモーション活動等の展開
  - 3) 国民向けホームページの拡充・更新
  - 4) ベストスマイルオブザイヤー賞の実施
  - 5) 国民向け口腔保健シンポジウムの開催
  - 6) 対外PR用ポスター、小冊子等の制作
- (3) 関係報道機関との連携強化

## 12. 歯科医療機器・医薬品事業の推進

- (1) 歯科医療機器・医薬品の調査検討
- (2) 歯科医療機器の規格化の検討と国際機関との連携強化
- (3) 歯科医療機器・医薬品の安全性と円滑供給の検討
- (4) 歯科医療機器の許認可・承認への対応

- (5) JIS と ISO/TC106 及び TC194 への対応
- (6) 第 45 回 ISO/TC106 (歯科) 大阪会議の実施
- (7) 新医療機器・医療技術産業ビジョンに示された新たな歯科医療機器に関する検討
- (8) 歯科医療機器試験ガイドラインの定期的見直し及び対応

### 13. その他必要な事項への対応

- (1) 警察歯科に係る対応
- (2) 災害時における歯科医療及び救急歯科医療への対応
- (3) その他必要な事項への対応

## 日本歯科医学会 平成 21 年度事業計画

### I. 重点計画

- (1) 歯科医療への学術的根拠の提供体制の構築
- (2) 歯科医療技術革新の推進
- (3) 歯科医療専門医制度の検討
- (4) 学会機構の改革
- (5) 国際交流の推進強化

### II. 一般計画

- (1) 会員の顕彰
- (2) ホームページによる広報活動の強化
- (3) 日本歯科医学会誌の発行
- (4) The Japanese Dental Science Review の発行
- (5) 歯科学術用語集の発行
- (6) 学術研究の推進および実施
- (7) 学術講演会の実施
- (8) 日本歯科医師会事業への協力

### III. その他

- (1) 医療環境、医療安全問題の調査、検討
- (2) 学会関係資料の収集、作成及び情報処理等の検討
- (3) 専門分科会、認定分科会等への助成
- (4) 日本学術会議、関係省庁等との連携強化